

令和2年4月1日

木造住宅耐震診断補助制度のご案内

本文は、木造一戸建て住宅を対象とした診断補助制度の案内となります。別用途・構造については別途取り扱いがあります。

1. 手続き期間

- ・申請期間 申請年度の4月1日～1月末日
- ・完了報告 申請年度の2月末日まで

2. 補助金（令和2年度より増額します。）

- ・補助額 上限50000円（診断費用の9割）

例) 診断費用55000円（税込み）の場合

$55000 \times 0.9 = 49500$ 円 千円未満切り捨て49000円

補助額49000円 所有者の自己負担額6000円

- ・減額措置

対象床面積（昭和56年5月時点の床面積）が55.5㎡以下の場合、診断費用又は「対象床面積1㎡あたり1000円で算出した額」の低い方の額の9割が上限となります。

例) 診断費用55000円 対象床面積40㎡

55000円・・・①

$40 \text{ m}^2 \times 1000 \text{ 円} = 40000 \text{ 円}$ ・・・②

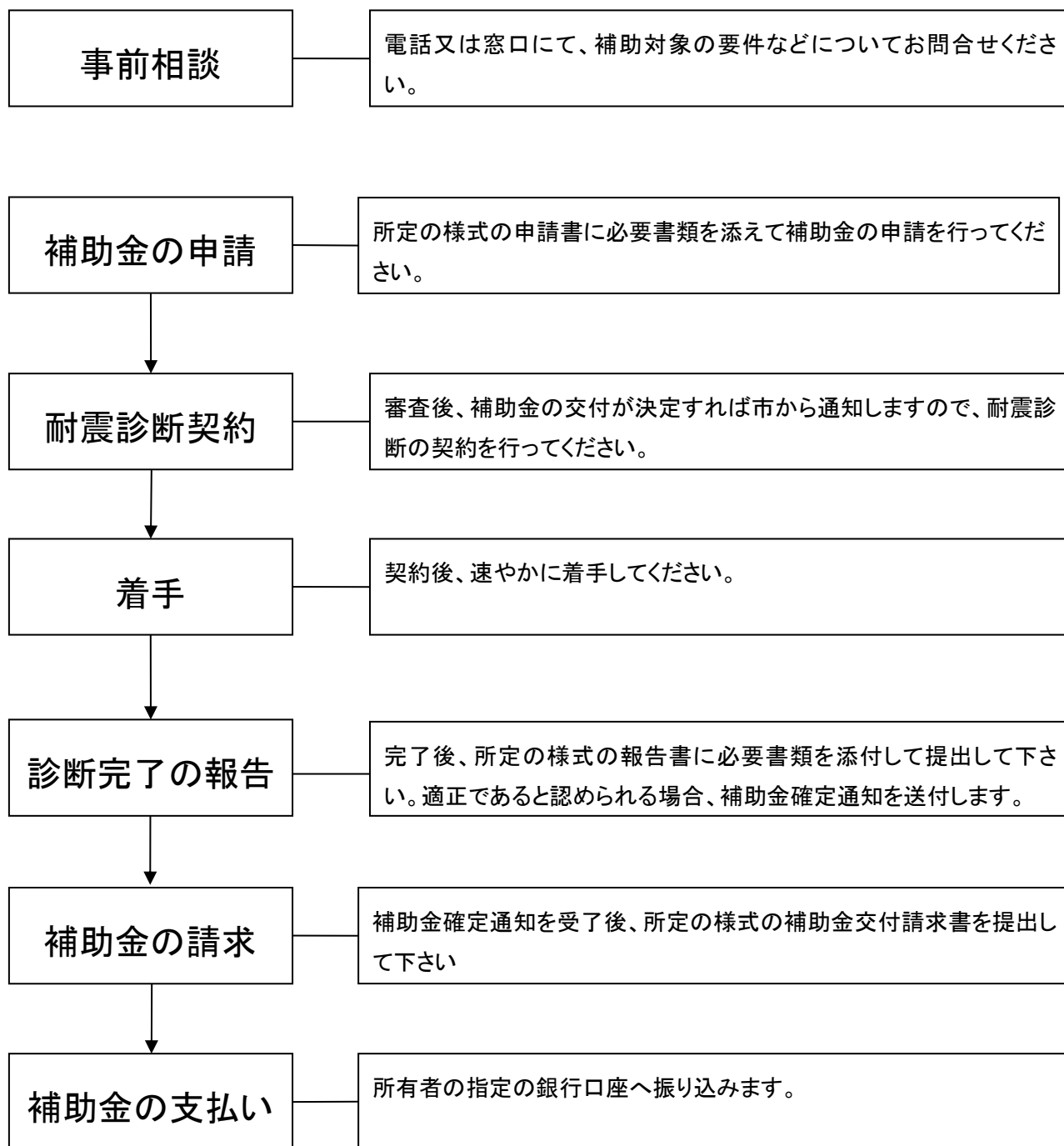
①>②より、 $40000 \text{ 円} \times 0.9 = 36000 \text{ 円}$

補助額36000円 所有者の自己負担額19000円

3. 対象要件

- ・耐震診断の契約及び着手をしていないこと（交付決定日以後に契約をして下さい。）
- ・過去に耐震診断の補助金を受けていないこと
- ・建築基準法に適合するもの
- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたものであり、建築年度、建築物の規模、所有者を書面で確認できるもの
- ・法人所有でないもの
- ・現に居住している。又はこれから居住しようとするもの
- ・住宅用途であること（併用住宅・長屋・共同住宅は取り扱いが変わります。）
- ・木造及び混構造（1階がRC又はS造で2・3階が木造のもの）であること（別構造の場合、取り扱いが変わります。）

4. 申請の流れ



5. 申請書類

使用する印鑑はすべて同じものを使用して下さい。押印の横に捨印をお願いします。

- 必須
- ()に該当する場合

- 耐震診断補助金交付申請書（様式 1 号）
- 債権者登録申請書（様式 1を使用して下さい。）
- △（申請者以外が手続きを行う場合）
 - ・委任状
- 登記事項証明書又は固定資産税納税通知書の写し
- 耐震診断の見積書の写し（社印・日付・税込）
- 耐震診断の技術者であることの証明書の写し
- △（代理受領制度を利用する場合）
 - ・代理受領に係る委任状・同意書（様式 11 号）
 - ・誓約書（様式 12 号）
- ※代理受領制度を利用する場合、請求書の金額は見積りの金額、領収書の見積りから補助額を引いた額としてください。
- △（昭和 56 年 6 月以降に 10 m²以上の増築部分がある場合）
 - ・当該増築部分の確認済証の写し又は建築物現況報告書（様式第 2 号）
- ※建築物現況報告書とは…増築部分が建築確認を受けていない場合に、建築士が現況を調査し、建築基準法の集団規定に適合している旨を報告する書面となります。
- △（空き家の場合）
 - ・居住予定の誓約書
- △（申請者と居住者が異なる場合）
 - ・居住者の同意書
- △（所有者が複数いる場合）
 - ・全員の同意書
- △（所有者が死亡している場合）
 - ・所有者の除籍謄本
 - ・所有者と申請者の関係が分かる書類（戸籍謄本等）
 - ・相続人全員の所有者との関係が分かる書類及び相続人全員の同意書等

6. 申請内容に変更があった場合

完了報告までに変更に係る書類及び変更承認申請書（様式 6 号）を提出すること。

7. 申請を取り下げする場合

速やかに取下げ申請書（様式 5 号）を提出すること。

8. 完了報告書類

・耐震診断完了報告書（様式 8 号）

・耐震診断補助金交付請求書（様式 10 号）

※提出日と確定通知の日付・番号は記入しないで下さい。

・耐震診断結果報告書

┌ 診断書（診断者の記名押印したもの）
├ 診断者の所見
├ 基礎伏せ図
└ 写真

・耐震診断費の請求書の写し（明細の分かるもの）（社印・日付・税込）

・耐震診断費の領収書の写し（社印・日付・税込）